



金沢市公報

第 2 4 6 1 号 の 3

平成16年(2004年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	教育委員会訓令甲	
教育委員会規則		金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程	
金沢市立中村記念美術館条例施行規則等の一		(学校職員課)	9
部を改正する規則	(国際文化課) 1		

教育委員会規則

金沢市立中村記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第10号

金沢市立中村記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市立中村記念美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市立中村記念美術館条例施行規則(昭和50年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第9条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第13条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第13条 条例第14条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢市立中村記念美術館指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第13条関係)

金沢市立中村記念美術館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢市立中村記念美術館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市立中村記念美術館の管理に関する業務の収支予算書

- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢市民俗文化財展示館条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市民俗文化財展示館条例施行規則(昭和53年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第2号中「民俗文化財展示館」を「金沢市民俗文化財展示館(以下「民俗文化財展示館」という。)」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

本則に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第9条 条例第10条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢市民俗文化財展示館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第10条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 民俗文化財展示館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

金沢市民俗文化財展示館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢市民俗文化財展示館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市民俗文化財展示館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則(昭和60年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第2号中「金箔工芸館」を「金沢市立安江金箔工芸館(以下「金箔工芸館」という。)」に改める。

第8条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

本則に次の2条を加える。

第10条 条例第17条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢市立安江金箔工芸館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第17条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 金箔工芸館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第10条関係）

金沢市立安江金箔工芸館指定管理者指定申出書

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市立安江金箔工芸館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

（金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則の一部改正）

第4条 金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第2号中「偉人館」を「金沢市立ふるさと偉人館（以下「偉人館」という。）」に改める。

第8条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 条例第12条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢市立ふるさと偉人館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 偉人館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第10条関係）

金沢市立ふるさと偉人館指定管理者指定申出書

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

申出者 所在地

団 体 名

代表者氏名

印

金沢市立ふるさと偉人館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市立ふるさと偉人館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(泉鏡花記念館条例施行規則の一部改正)

第5条 泉鏡花記念館条例施行規則(平成11年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「記念館」を「泉鏡花記念館(以下「記念館」という。)」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例第12条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、泉鏡花記念館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

泉鏡花記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

泉鏡花記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 泉鏡花記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢湯涌夢二館条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢湯涌夢二館条例施行規則(平成12年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「夢二館」を「金沢湯涌夢二館(以下「夢二館」という。)」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例第12条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢湯涌夢二館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 夢二館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

金沢湯涌夢二館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢湯涌夢二館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢湯涌夢二館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢蓄音器館条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢蓄音器館条例施行規則(平成13年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「蓄音器館」を「金沢蓄音器館(以下「蓄音器館」という。)」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第9条 条例第12条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢蓄音器館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 蓄音器館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

金沢蓄音器館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢蓄音器館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢蓄音器館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(前田土佐守家資料館条例施行規則の一部改正)

第8条 前田土佐守家資料館条例施行規則(平成14年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「資料館」を「前田土佐守家資料館(以下「資料館」という。)」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第9条 条例第12条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、前田土佐守家資料館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

前田土佐守家資料館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

前田土佐守家資料館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 前田土佐守家資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本

(5) 経営状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(室生犀星記念館条例施行規則の一部改正)

第9条 室生犀星記念館条例施行規則(平成14年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「記念館」を「室生犀星記念館(以下「記念館」という。)」に改める。

第7条第2項中「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第9条 条例第12条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、室生犀星記念館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第9条関係)

室生犀星記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

印

室生犀星記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 室生犀星記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢市公民館運営規則の一部改正)

第10条 金沢市公民館運営規則(昭和29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和24年条例第408号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第7条中「金沢市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

第8条 条例第14条第3項の規定による申出は、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める期間内に、金沢市地区公民館指定管理者指定申出書(別記様式)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地区公民館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 地区公民館の開館時間及び休館日は、第6条に規定する公民館則で定める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第8条関係)

金沢市地区公民館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

次の地区公民館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

指定を受けようとする地区公民館の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 地区公民館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(金沢市長町研修館条例施行規則の一部改正)

第11条 金沢市長町研修館条例施行規則(平成元年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条中「、研修館」を「、金沢市長町研修館(以下「研修館」という。)」に、「教育委員会」を「金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第13条 条例第16条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、松声庵指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第16条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 松声庵の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第13条関係)

松声庵指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

松声庵の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 松声庵の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記簿の謄本
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第2号

教 育 委 員 会

金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程を次のように定める。

平成16年10月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

金沢市立学校教職員安全衛生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市立学校（金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）別表に規定する学校をいう。以下同じ。）における教職員の安全衛生管理の円滑な推進を図るため、安全衛生委員会の設置に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「教職員」とは、金沢市立学校に常時勤務する校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、実習教諭、講師、実習助手、事務職員、校務技士、校務士その他の職員をいう。

(設置)

第3条 次の表の左欄に掲げる所轄事業場に、同表の右欄に掲げる安全衛生委員会を置く。

所 轄 事 業 場	名 称
(1) 市立学校（第2号の項及び第3号の項の学校を除くすべての金沢市立学校をまとめて一つの事業場としたものをいう。）	金沢市立学校安全衛生委員会
(2) 市立工業高等学校	金沢市立工業高等学校安全衛生委員会
(3) 各市立学校（第2号の項の学校を除き、50人以上の教職員が常時勤務する金沢市立学校に限る。）	「安全衛生委員会」の前に各市立学校の名称を付したものを

(所掌事務)

第4条 金沢市立学校安全衛生委員会（以下「市立学校委員会」という。）及び前条の表第2号の項及び第3号の項に規定する安全衛生委員会（以下「各学校委員会」という。）は、次の事項を調査審議し、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

(構成)

第5条 市立学校委員会は、次に掲げる者10人以内の委員をもって構成する。ただし、第1号の委員は、1人とし、学校教育部長をもって充てる。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者又は衛生管理者のうちから教育委員会が任命した者

- (3) 産業医のうちから教育委員会が任命した者
- (4) 安全衛生に関し識見を有する者のうちから教育委員会が任命した者
- (5) 安全衛生に関し経験を有する教職員のうちから教育委員会が任命した者

2 各学校委員会は、各学校委員会ごとに、法第18条の規定に基づき教育委員会が任命した5人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第6条 市立学校委員会及び各学校委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 市立学校委員会に委員長を置き、第5条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 各学校委員会にそれぞれ委員長を置き、法第18条第2項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(招集)

第8条 委員会は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上の者から請求があるときは、委員長が招集する。

(定足数)

第9条 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係教職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学校教育部学校職員課（金沢市立工業高校安全衛生委員会にあっては、市立工業高等学校事務局）において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

平成16年(2004年)10月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)10月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
定価	100円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地